

平成 28 年 3 月

**GARMIN LTD 【A0228】**  
を保有されている投資家の皆様へ  
—資本の払戻し＜現地権利落日変更＞のお知らせ—  
(※2016 年 3 月権利落分について)

拝啓 時下益々ご清祥の事とお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、GARMIN LTD の資本の払戻しにつきまして、現地保管機関より現地権利落日の変更の通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第ご案内申し上げます。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 現地権利落日 : **2016 年 3 月 14 日**  
(前回通知 : 2016 年 3 月 11 日)
2. 現地支払開始日 : 2016 年 3 月 31 日
3. 資本の払戻し単価 : 権利付 1 株あたり、0.51 米ドル  
※お客様の口座には円貨にてお支払い致します。
4. 課税関係 : 現地 : 源泉徴収課税なし  
国内 : 交付金額の一部(「みなし配当所得」該当部分)に対して源泉徴収課税あり
5. 主な実施要件 : 2015 年 6 月 5 日開催の株主総会にて承認済み
6. その他 : GARMIN LTD は、当資本の払戻しとは別に、現地 2015 年 9 月 30 日及び現地 2015 年 12 月 31 日に資本の払戻しを実施しています。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。  
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社